

議案第106号

芽室町ひだまり保育所設置条例制定の件

芽室町ひだまり保育所設置条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町ひだまり保育所設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、ひだまり保育所(以下「保育所」という。)を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
ひだまり保育所	芽室町新生南6線25番地1	50人

(保育時間及び休日)

第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、保育時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。

(1) 保育時間 午前7時30分から午後7時まで

(2) 休日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 12月31日及び1月2日から1月5日まで

2 前項に定める休日において、町長は、休日保育を実施することができる。

(入所資格)

第4条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する乳児・幼児(以下「乳幼児」という。)とする。

2 前項に定める者のほか、町長が特別に認めた乳幼児。

(入所者の範囲)

第5条 町長は、第2条に定める定員の範囲内で、前条に規定する入所資格を有する乳幼児を入所させることができる。ただし、入所する乳幼児の数は、関係法令等の定める範囲で弾力運用を行うものとする。

2 町長は、乳児が満6か月に達した日の翌日から入所させることができる。

(入退所等)

第6条 保育所に乳幼児を入所させようとする保護者は、芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成27年条例第24号。以下「条例」という。）第3条に定める手続きにより町長の承認を受けなければならない。退所させようとするときも同様とする。

(利用者負担額)

第7条 保育所に入所した乳幼児（以下「入所児」という。）の保護者から徴収する利用者負担額は、条例第4条の規定による。

(利用者負担額の決定等)

第8条 町長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を保護者に通知するものとする。

(利用者負担額の減免等)

第9条 町長は、利用者負担額の徴収について、その保護者に特別の事由があると認めるときは、当該利用者負担額を減額若しくは免除又は納付の期日を延期することができる。

(延長保育の利用者負担額)

第10条 保育所において延長保育の提供を受けた入所児の保護者は、条例第7条に定める利用者負担額を納付しなければならない。

(休日保育の利用者負担額)

第11条 第3条第2項に規定する休日保育の提供を受けた入所児の保護者から徴収する利用者負担額は、別表第1のとおりとする。

(利用者負担額の納付)

第12条 保育の提供を受けた入所児の保護者は、第7条、第10条及び前条に規定する利用者負担額を納入通知書により、指定する期日までに納付しなければならない。

(入所の承認の取消し等)

第13条 町長は、入所児又は当該入所児の保護者が次のいずれかに該当するときは、保育所の入所の承認を取り消すことができる。

- (1) 入所児の入所を認めた理由がなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく入所児を1か月以上出席させないとき。
- (3) 入所児が感染症にかかり、他の入所児の予防上必要があるとき。
- (4) 保護者が、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (5) その他入所児の在所を不相当と認めたとき。

(施設の休止)

第14条 災害又は感染症の発生により、入所児の保育上危険があると認められるときは、町長は、一定の期間を定め保育所を休止することができる。

(職員)

第15条 保育所に、次の職員を置く。

所長、保育士、嘱託医

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

区分	日額
保育標準時間	円 2,200
保育短時間	1,600

説 明

新たな保育所の設置にあたり、本条例を制定しようとするものであります。